

別表第 1（第 33 条関係）

種 目	品目	対象要件	性能	基準額 (支給上限額)	耐用年 数
介 護 ・ 訓 練 用 支 援 用 具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）及び寝たきり状態にある難病患者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として身体障害者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000 円	8 年
	特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を必要とする身体障害者（身体障害児の場合は 2 級を含む。）、及び重度又は最重度の知的障害者（児）。ただし、原則として 3 歳以上の者及び寝たきり状態にある難病患者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600 円	5 年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級で常時介護を要する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者及び自分で排尿できない難病患者	尿が自動的に吸引されるもので、身体障害者（児）、難病患者等又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000 円	5 年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、入浴に当たり家族等他人の介助を要する者に限る。ただし、原則として 3 歳以上の者	身体障害者（児）を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの	82,400 円	5 年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上の身体障害者（児）で、下着交換等に当たり家族等他人の介助を要する者。ただし、原則として学齢児以上の者及	介助者が身体障害者（児）、難病患者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000 円	5 年

		び寝たきり状態にある難病患者			
	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として３歳以上の者及び下肢又は体幹機能に障害のある難病患者	介護者が身体障害者（児）、難病患者等を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。	159,000 円	4 年
	訓練椅子 （児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則３歳以上の者	原則として付属のテーブルを付けるものとする。	33,100 円	5 年
	訓練用ベッド （児のみ）	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害児で原則学齢児以上の者及び下肢体幹機能に障害のある難病患者	腕又は脚の訓練等できる器具を備えたもの	159,200 円	8 年
自立生活支援用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で入浴に介助を必要とする者。ただし、原則として３歳以上の者及び入浴に介助を要する難病患者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、身体障害者（児）、難病患者等又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。	90,000 円	8 年
	便器	下肢又は体幹機能障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者及び常時介護を要する難病患者	身体障害者（児）、難病患者等が容易に使用し得るもの。（手すりをつけることができる。）ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	便器 4,450 円 手すり 5,400 円	8 年
	T字状・棒状のつえ	比較的障害の程度が軽度であり、歩行補助杖の使用により歩行機能が完備されるもの。	歩行時に身体を支え、安定させられるもの	木製 2,310 円 軽金属製 3,150 円	3 年
	移動・移乗支援	平衡機能又は下肢若	おおむね次のような性能を	60,000 円	8 年

用具	しくは体幹機能に障害を有する身体障害者（児）で、家庭内の移動等において介助を必要とする者及び下肢が不自由な難病患者	有する手すり、スロープ等であること。 身体障害者（児）、難病患者等の身体機能の状態を十分踏まえたものであつて、必要な強度と安定性を有するもの 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の用具とする。 ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。		
頭部保護帽	重度又は最重度の知的障害者（児）若しくは精神障害者で、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者。	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	12,160 円	3 年
	転倒等により頭部を強打するおそれのある者	転倒の際に頭部を保護するためのヘルメット型の用具	12,160 円	
特殊便器	上肢障害 2 級以上の身体障害者（児）及び重度又は最重度の知的障害者（児）で訓練を行っても自力での排便後の処理が困難な者。ただし、原則として学齢児以上の者及び上肢機能に障害のある難病患者	足踏ペダルで温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200 円	8 年
火災警報器	障害等級 2 級以上の身体障害者（児）又は重度若しくは最重度の知的障害者（児）、	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500 円	8 年
自動消火器	難病患者であつてそれぞれ火災発生の感知及び避難が著しく困難な者。ただし、火	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し、初期火災を消火し得るもの	28,700 円	8 年

		災発生の感知及び避難が著しく困難な者のみの世帯又はこれに準ずる世帯			
	電磁調理器	視覚障害２級以上の視覚障害者で盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯又は重度若しくは最重度の知的障害者で知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯	視覚障害者又は知的障害者が容易に使用し得るもの	41,000 円	6 年
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	7,000 円	10 年
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級以上の聴覚障害者（児）で聴覚障害者（児）のみの世帯及びこれに準ずる世帯	音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400 円	10 年
在宅療養等支援用具	透析液加湿器	腎臓機能障害３級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う身体障害者。ただし、原則として３歳以上の者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500 円	5 年
	ネブライザー（吸入器）	呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者（児）であって、必要と認められる者及び呼吸機能に障害のある難病患者	身体障害者（児）、難病患者等及び介護者が容易に使用し得るもの	36,000 円	5 年
	電気式たん吸引器			56,400 円	5 年
	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う身体障害者（児）	障害者が容易に使用し得るもの。	17,000 円	10 年
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で盲	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	9,000 円	5 年

		人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者			
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で人のみの世帯及びこれに準ずる世帯。ただし、原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	18,000 円	5 年
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの	157,500 円	6 年
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	肢体不自由又は音声機能若しくは言語機能障害であって、発声・発語に著しい障害を有する身体障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、身体障害者（児）が容易に使用し得るもの	98,800 円	5 年
	情報・通信支援用具	上肢機能障害２級以上又は視覚障害２級以上の身体障害者（児）	視覚障害者用ワープロソフト（入力文字を音声化）・画面拡大ソフト（郷土の弱視者用に画面を拡大）・画面音声化ソフト（画面の文字を音声化）・インテリキー（障害に合わせることが出来る大型キーボード・ジョイスティック（マウスが使えない方のための操作棒）等	100,000 円	ソフト 5 年 付属機器 4 年
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害を有する（原則として視覚障害２級かつ聴覚障害２級以上）身体障害者であって、必要と認められる者	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの。文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500 円	6 年

点字器	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。原則として学齢児以上の者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもので次のとおりとする。 (1) 標準型 ア 両面書真鍮板製 イ 両面書プラスチック製 (2) 携帯用 ア 片面書アルミニウム製 イ 片面書プラスチック製	(1) 標準型 ア 10,712 円 イ 6,798 円 (2) 携帯用 ア 7,416 円 イ 1,699 円	標準型 7 年 携帯用 5 年
点字タイプライター	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）で就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	63,100 円	5 年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。ただし、原則として学齢児以上の者	音声等により操作ボタンが知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	録音再生機 89,800 円 再生専用機 36,750 円	6 年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	視覚障害２級以上。ただし、原則として学齢児以上の者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	115,000 円	6 年
視覚障害者用拡大読書器	視覚に障害を有する視覚障害者（児）であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。ただし、原則として学齢児以上の者	画像入力装置を読みたいものの（印刷物等）の上に置くことで、簡単に拡大された画像（文字等）をモニターに映し出せるもの	198,000 円	8 年
盲人用時計	視覚障害２級以上の視覚障害者（児）。な	視覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	触読式 10,300 円	10 年

	お、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする。ただし、原則として学齢児以上の者		音声式 13,300 円	
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害又は発声・発語に著しい障害を有するために、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる聴覚障害者（児）等とする。ただし、原則として学齢児以上の者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、聴覚障害者（児）等が容易に使用できるもの	71,000 円	5 年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者（児）であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者（児）用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者（児）向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者（児）が容易に使用し得るもの	88,900 円	6 年
人工喉頭	喉頭摘出者。電動咽頭の対象者は、職業上または学校教育上、真に必要な者。	咽頭を全摘出したこと等により音声機能を喪失した者に対して用いられる代用音声の用具。	笛式 5,150 円 電動式 72,203 円	笛式 4 年 電動式 5 年
福祉電話（貸与）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能に障害を有する聴覚障害者等又は外出困難な身体障害者（原則として２級以上）であってコミュニケーション、	聴覚障害者等又は身体障害者が容易に使用し得るもの	—	—

		緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者又はファックス被貸与者。ただし、聴覚障害者等又は身体障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯			
	ファックス (貸与)	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害３級以上の聴覚障害者等であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要性があると認められる者。ただし、(電話(難聴者用福祉電話を含む)によるコミュニケーション等が困難な聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)	聴覚障害者等が容易に使用し得るもの	—	—
	視覚障害者用ワードプロセッサ (共同利用)	視覚障害者(児)であって原則学齢時以上の者	編集、校正機能を持ち、日本点字表記法に基づき、入力した文章を自動的に点字変換が可能で点字プリンターとの連動により点字文書の作成及び音声化ができるもの	1,030,000 円	—
	点字図書	主に、情報の入手を点字による視覚障害者(児)	点字により作成された図書	点字図書の価格	—
排泄 管 理 支 援 用	ストマ装具	腸管の切断又は膀胱の切断によって肛門からの排便又は膀胱からの排尿が困難となり、腹部に人工肛門又は人工膀胱を設け排泄を行っている者	大腸の切除等により人工肛門または人工膀胱を造設した者が身体に装着して排泄物を溜める用具	蓄便袋 月額 8,858 円 蓄尿袋 月額 11,639 円	—

具	紙おむつ等 (紙おむつ、サ ラシ・ガーゼ等 衛生用品)	腸管の切除又は膀胱 の切除によって肛門 からの排便又は膀胱 からの排尿が困難と なり、腹部に人工肛門 又は人工膀胱を設け 排泄を行っている者 または、高度の排便機 能障害又は脳原性運 動機能障害かつ意思 表示困難又は高度の 排尿機能障害を有す る者で、原則学齢児以 上の者	障害者が容易に使用し得る もの。	月額 6,330 円	—
	収尿器	脊髄損傷等による排 尿障害(特に失禁のあ る場合)により、収尿 器を必要とする者。	排尿を自分の意思でコント ロールすることができず、 常時失禁状態にある者の収 尿のための用具。	男性用 7,931 円 女性用 8,755 円	1 年
住 宅 改 修 費	居宅生活動作補 助用具	下肢、体幹機能障害又 は乳幼児期以前の非 進行性の脳病変によ る運動機能障害(移動 機能障害に限る。)を 有する者であって障 害等級3級以上の者。 ただし、原則として3 歳以上の者(特殊便器 への取替えをする場 合は、上肢障害2級以 上の者)及び下肢又は 体幹機能に障害のあ る難病患者	障害者(児)、難病患者等の 移動等を円滑にする用具で 設置に小規模な住宅改修を 伴うもの	200,000 円	—